

沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）

学校人事課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第 6 条の規定により報告する。

1 規則の概要（教育職員免許状に関する規則）

沖縄県教育委員会が授与する教育職員免許状について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部が改正され、懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設される等の改正が行われた。
- (2) (1)に関連して、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の一部が改正されたことから、関係する規則の規定を改正する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 第 3 号様式備考中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。（第 3 号様式関係）
- (2) この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。（附則）

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 令和 7 年 5 月 30 日

施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日

5 根拠法令

教育職員免許法第 5 条第 1 項

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則（平成元年教育委員会規則第8号）新旧対照表			
改	正	案	現 行
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨) 第1条 沖縄県教育委員会が授与する教育職員の免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 沖縄県教育委員会が授与する教育職員の免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 沖縄県教育委員会が授与する教育職員の免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。
(免許状授与の出願) 第3条 (略)	(免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。） (2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。） (3) 戸籍抄本（外国人にあっては、住民票の写し。以下同じ。） (4) 宣誓書（第3号様式。以下同じ。） (5) 基礎資格証明書 (6) 学力に関する証明書 (7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類。第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。） (8) 特別支援学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し (9) 養護教諭の普通免許状の出願にあっては、保健師免許又は看護師免許の写し (免許法別表第2の一種免許状のロの項若しくはハの項又は二種免許状のロの項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。)	(免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。） (2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。） (3) 戸籍抄本（外国人にあっては、住民票の写し。以下同じ。） (4) 宣誓書（第3号様式。以下同じ。） (5) 基礎資格証明書 (6) 学力に関する証明書 (7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類。第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。） (8) 特別支援学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し (9) 養護教諭の普通免許状の出願にあっては、保健師免許又は看護師免許の写し (免許法別表第2の一種免許状のロの項若しくはハの項又は二種免許状のロの項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。)	(免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員免許状授与願（第1号様式。以下同じ。） (2) 履歴書（第2号様式。以下同じ。） (3) 戸籍抄本（外国人にあっては、住民票の写し。以下同じ。） (4) 宣誓書（第3号様式。以下同じ。） (5) 基礎資格証明書 (6) 学力に関する証明書 (7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類。第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。） (8) 特別支援学校の教諭の普通免許状の出願にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し (9) 養護教諭の普通免許状の出願にあっては、保健師免許又は看護師免許の写し (免許法別表第2の一種免許状のロの項若しくはハの項又は二種免許状のロの項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。)

	(10) 栄養教諭の普通免許状の出願にあつては、管理栄養士又は栄養士の免許の写し (11) 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合にあつては、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）
第4条 (略)	第4条 免許法附則第8項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前条第1号から第6号までに掲げる書類を提出しなければならない。
第5条 (略)	第5条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号。第2号において「36年改正法」という。）附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類 (2) 36年改正法附則第6項に規定する中学校教諭免許状の写し又は授与証明書 (3) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和36年文部省令第18号）附則第11項に規定する技術の教科に関する講習の修了証明書
第6条 (略)	第6条 免許法第16条第1項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 第3条第1号から第4号までに掲げる書類 (2) 教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第7条第1項の合格証書の写し又は同令第8条第2項の合格証明書
第7条 (略)	第7条 免許法附則第11項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 第3条第1号から第4号までに掲げる書類 (2) 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「旧国立養護教諭養成所」という。）に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書

第7条の2 (略)

第7条の2 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願（第1号様式の2）
- (2) 第3条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

(教育職員検定の出願)

第8条 (略)

(教育職員検定の出願)

第8条 教育職員検定（以下「検定」という。）（免許法第5条第2項及び第5項、第5条の2第3項並びに第18条の規定による検定を除く。）を受けようとする者（第9条から第10条まで、第13条第2項及び第14条に規定する者を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあっては、宣誓書を省略し、及び身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

- (1) 免許法別表第3による場合 次のアからコまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願（第5号様式。以下同じ。）

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 人物に関する証明書（第6号様式。以下同じ。）

オ 実務に関する証明書

カ 教科に関する証明書（第7号様式。以下同じ。）

キ 学力に関する証明書

ク 身体に関する証明書（第8号様式。以下同じ。）

ケ 免許状の写し又は授与証明書

コ 宣誓書

- (2) 免許法別表第4による場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 人物に関する証明書

オ 学力に関する証明書

カ 身体に関する証明書

キ 免許状の写し又は授与証明書

ク 宣誓書

(3) 免許法別表第5による場合 次のアからコまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 人物に関する証明書

オ 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書（第9号様式。
以下同じ。）

カ 学力に関する証明書

キ 身体に関する証明書

ク 基礎資格証明書

ケ 免許状の写し又は授与証明書

コ 宣誓書

(4) 免許法別表第6による場合 次のアからコまでに掲げる書類

ア 教育職員検定願

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 人物に関する証明書

オ 実務に関する証明書

カ 学力に関する証明書

キ 身体に関する証明書

ク 免許状の写し又は授与証明書

ケ 看護師免許又は保健師免許の写し

コ 宣誓書

(5) 免許法別表第6の2による場合 次のアからコまでに掲げる書類

- ア 教育職員検定願
- イ 履歴書
- ウ 戸籍抄本
- エ 人物に関する証明書
- オ 実務に関する証明書
- カ 学力に関する証明書
- キ 身体に関する証明書
- ク 免許状の写し又は授与証明書
- ケ 管理栄養士又は栄養士の免許の写し
- コ 宣誓書

(6) 免許法別表第7による場合 次のアからケまでに掲げる書類

- ア 教育職員検定願
- イ 履歴書
- ウ 戸籍抄本
- エ 人物に関する証明書
- オ 実務に関する証明書
- カ 学力に関する証明書
- キ 身体に関する証明書
- ク 免許状の写し又は授与証明書
- ケ 宣誓書

(7) 免許法別表第8による場合 次のアからコまでに掲げる書類

- ア 教育職員検定願
- イ 履歴書
- ウ 戸籍抄本
- エ 人物に関する証明書
- オ 実務に関する証明書
- カ 教科に関する証明書
- キ 学力に関する証明書

ク 身体に関する証明書

ケ 免許状の写し又は授与証明書

コ 宣誓書

2 免許法附則第5項又は免許法施行規則第11条の表備考第3号若しくは第4号の規定により検定を受けようとする者は、前項第1号アからコまでに掲げる書類のほか、免許法附則第5項の表に規定する基礎資格を証明する書類又は大学在学証明書若しくは旧国立養護教諭養成所の卒業証明書を提出しなければならない。

3 免許法施行規則附則第35項及び第36項の規定により検定を受けようとする者は、第1項第1号アからコまでに掲げる書類のほか、修業年限を記載した免許法施行規則附則第35項に規定する看護師養成施設の卒業証明書を提出しなければならない。

第9条 (略)

第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書

第9条の2 (略)

第9条の2 免許法附則第17項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書

- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書
- (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

第9条の3 (略)

第9条の3 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書 (幼稚園免許状用) (第4号様式の2)
- (6) 学力に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書

- (10) 保育士証の写し又は児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の18第1項に規定する保育士の登録をしている者であることを証明する書類

第10条 (略)

第10条 施行法第2条の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第5号及び第7号から第9号までに掲げる書類は、必要のある者に限る。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 身体に関する証明書
- (7) 基礎資格証明書

- (8) 学業成績証明書
- (9) 免許状の写し又は授与証明書
- (10) 宣誓書

2 施行法第2条第1項の表下欄に規定する臨時免許状を受けようとする者は、前項第9号に掲げる書類に替えて助教諭採用見込証明書（第10号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。

第10条の2 (略)

第10条の2 免許法第5条の2第3項に規定する検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第10号様式の2。以下同じ。）
- (2) 第8条第1項第1号イからオまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

(特別免許状の出願)

第11条 (略)

(特別免許状の出願)

第11条 免許法第5条第2項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書（第11号様式）
- (5) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書
- (6) 人物に関する証明書
- (7) 実務に関する証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書

(臨時免許状の出願)

第12条 (略)

(臨時免許状の出願)

第12条 免許法第5条第5項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の写しで足りる。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 身体に関する証明書
- (7) 助教諭採用見込証明書
- (8) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの
- (9) 宣誓書

2 臨時免許状を有する者が、引き続き同種の臨時免許状を受けようとするときは、前項第8号に掲げる書類に替えて所有する臨時免許状を提出しなければならない。

第12条の2 (略)

第12条の2 免許法第5条の2第3項の規定により検定（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者については、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 身体に関する証明書
- (6) 助教諭採用見込証明書
- (7) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの
- (8) 宣誓書
- (9) 特別支援学校教諭臨時免許状

(特別支援学校自立教科の免許状の授与等の出願)

第13条 (略)

(特別支援学校自立教科の免許状の授与等の出願)

第13条 免許法施行規則第64条第1項の表に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 身体に関する証明書
- (6) 卒業又は修了証明書
- (7) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書
- (8) 宣誓書
- (9) 学力に関する証明書

2 免許法施行規則第64条第1項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 前項第2号から第9号までに掲げる書類
- (3) 実務に関する証明書
- (4) 免許状の写し又は授与証明書
- (5) 学力に関する証明書

第14条 (略)

第14条 免許法施行規則第65条の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (3) 特別支援学校自立教科助教論採用見込証明書 (第10号様式に準ずる。)

(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)

第15条 (略)

(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)

第15条 外国において授与された免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者で免許法第18条の規定により検定を受けようとするものについては、

(免許状交付の出願)

第16条 (略)

第10条の規定を準用する。

(免許状交付の出願)

第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状交付願 (第12号様式)

(2) 履歴書

(3) 戸籍抄本

(4) 教科に関する証明書

(5) 宣誓書

(6) 旧免許状の写し又は授与証明書

2 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令 (明治33年勅令第134号) 又は旧幼稚園令 (大正15年勅令第74号) (以下「旧令」という。) による教員免許状に記載された氏名又は本籍に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第3号様式（第3条―第16条関係）

宣	誓	書
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。		
年	月	日
氏名		
沖縄県教育委員会 殿		
備考		
教育職員免許法第5条第1項		
第3号 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者		
第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者		
第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者		
第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

第3号様式（第3条―第16条関係）

宣	誓	書
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。		
年	月	日
氏名		
沖縄県教育委員会 殿		
備考		
教育職員免許法第5条第1項		
第3号 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者		
第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者		
第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者		
第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		